

<消費者行政の状況>

事業実績等

長野県くらし安全・消費生活課

(1) 事業者指導による消費者取引の適正化及び安全の確保

ア 特定商取引に関する法律

◆行政処分・指導の状況

年 度	29 年度	30 年度	元年度	2 年度	3 年度
行政処分	0 件	1 件	0 件	0 件	0 件
行政指導	2 件	1 件	1 件	0 件	4 件

◆過去の行政処分事例（業務停止 3 件、指示 3 件）

年 月 日	取 引 形 態	違 反 行 為	処 分
H21. 10. 20	訪問販売 (学習教材)	書面の記載不備、債務履行の遅延	指示
H25. 3. 29	訪問販売及び通信販売 (ミシン)	勧誘目的等不明示、契約書面の記載不備、広告における表示義務違反	指示
H28. 3. 9	訪問販売 (低周波・電気マッサージ 組合せ家庭用医療機器)	勧誘目的等不明示、不実の告知	業務停止 3 か月
H28. 6. 28	特定継続的役務提供 (エステティック)	概要書面・契約書面の不交付、 債務の一部履行拒否	業務停止 3 か月
H29. 2. 21	訪問販売 (排水管洗浄、防蟻工事、床 下補強、住宅リフォーム)	勧誘目的等不明示、契約書面の記載不備	指示
H31. 3. 9	結婚相談所 (松川町)	書面交付義務違反、重要事項不告知、概要書面の不交付	業務停止 3 か月

イ 不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）

年 度	29 年度	30 年度	元年度	2 年度	3 年度
措置命令	1 件	0 件	0 件	0 件	0 件
注意等の行政指導	6 件	3 件	4 件	5 件	8 件
違反事実無・打切	18 件	15 件	8 件	4 件	4 件
公取委（消費者庁） へ通知	1 件	1 件	2 件	0 件	1 件
計	26 件	19 件	14 件	9 件	13 件

ウ 家庭用品品質表示法

各地域振興局で、所管する町村内に所在する小売店舗に立ち入り、陳列されている製品から法律で指定された 93 品目のうち、数点を抜粋し、品質に関する表示が適正であるかを検査する。（市は調査権限を持っており各市で検査）

◆立入検査の実施状況

年 度	29 年度	30 年度	元年度	2 年度	3 年度
検査店舗数	255 店舗	292 店舗	263 店舗	313 店舗	214 店舗
検査品目数	38 品目	36 品目	32 品目	41 品目	37 品目
検査点数	6,056 点	3,580 点	1,834 点	2,964 点	2423 点
違反点数	0 点	11 点	11 点	0 点	0 点
上記違反の 対象品目		サングラス	サングラス ハンカチ		

※平成 24 年度より県の検査対象地域は町村部のみ

エ 消費生活用製品安全法

各地域振興局で所管する町村内に存在する小売店や販売店に立ち入り、店頭で取り扱っている製品から検査対象となる特定製品 10 品目と長期使用製品安全点検制度の特定保守製品 2 品目のうち数点を抜粋し PSC マークの有無、義務付けられた表示の有無等を検査する。

◆立入検査の実施状況

年 度	29 年度	30 年度	元年度	2 年度	3 年度
立入販売店舗数	245 店舗	243 店舗	305 店舗	279 店舗	241 店舗
実 店 舗 数	167 店舗	166 店舗	181 店舗	171 店舗	139 店舗
違 反 件 数	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件

※平成 24 年度より県の検査対象地域は町村部のみ

(2) 消費者教育の充実

ア 特殊詐欺等消費者被害防止対策の推進【3年度実施状況】

項 目	主な取組
消費者教育推進事業・特殊詐欺被害防止講座の実施	・学校等への消費者教育推進講師派遣（16 団体、参加者 3,109 名） ・訓練型特殊詐欺対応講座等の開催 高年齢者等対象 6 回、受講者 267 名 ・特殊詐欺被害防止協力企業・団体認証（累計 1,471 企業・団体）
長野県消費者被害防止対策推進会議の開催	・新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、書面開催（9 月）
啓発資料の作成・配布等	・特殊詐欺被害啓発用チラシ（100,000 枚）を作成し、特殊詐欺被害防止協力企業・団体等へ配布 ・特殊詐欺認証企業・団体に対するメールマガジン発行（月 1 回） ・特殊詐欺被害防止共同キャンペーンを開催し、啓発ポスター（8,500 枚）、啓発チラシ（30,000 枚）を消費者被害防止対策推進会議構成団体のほか協力企業、団体等へ配布 ・峰竜太氏に被害防止啓発メッセージ作成を依頼し、県内スーパー等で放送したほか、メッセージ動画を県ホームページに掲載 ・上記のほか、メールによる情報発信、各種啓発チラシ配布等（(2)イ参照）
高齢者見守りネットワーク構築の推進	・市町村に対する研修会や会議を通じ、ネットワーク構築の推進を図ろうとしたが、新型コロナウイルス感染症対策等のため未実施
消費生活サポーター活動による啓発	・R 3 年度新規認定者数：6 人 ・R 3 年度末現在認定者数：298 名 ・出前講座等の実施：（集計中）
特殊詐欺等消費者被害防止街頭啓発活動	・新型コロナウイルス感染症対策等のため参加人数を縮小し、実施

イ 消費生活情報の提供【3年度実施状況】

対象	区 分	主な実施内容
消費者全般	ホームページ・メールによる情報発信 (HP:66回) (メール:55回)	○ 悪質商法、くらしの安全についての注意喚起情報の提供 ・「特別定額給付金」を装った詐欺 ・キャッシュレス決済サービス ・クーリング・オフにおける注意事項 など
	メールマガジン	○ 月1回配信 ・上記注意喚起情報のほか、全国・県下の消費者相談・被害等事例を紹介
	くらしまる得情報	○ 年4回発行(6,9,12,3月) ・特殊詐欺被害防止 ・定期購入トラブル ・年間を通じ成年年齢引き下げの特集記事を掲載 など
高齢者	関東甲信越都県による取組	○年1回(9月) ○ポスター・リーフレット配布、特別相談 ・点検商法、架空・不当請求等悪質商法被害防止
若者	関東甲信越都県による取組	○年1回(1月) ○ポスター・リーフレット配布、特別相談 ・マルチ商法、アポイントメントセールス等悪質商法被害防止
	啓発資料	○リーフレット配布 ・多重債務啓発・金融と借金に関する知識等
サポーター消費生活	メール又は郵送による情報発信	○「消費生活サポーターだより」隔月発行 ・県からのお知らせ(消費者大学受講者募集等) ・サポーター活動報告 ・長野県版エシカル消費に関する話題 ・注意喚起情報(国民生活センター等)

※メールマガジン、「消費生活サポーターだより」は、新型コロナウイルス感染症対策業務への対応のため、休止中。

ウ セミナー・講座の開催、消費者との意見・情報交換

◆消費者大学

新型コロナウイルス感染症の拡大の情勢を踏まえ、Web(リアルタイムとオンデマンド)形式により実施

①対象者

地域における消費者教育・啓発の役割を担う人材となる者

②講座回数・受講者数

12回・延べ565人

②内 容

- 消費者問題の基礎知識
- 消費者を守る法律：消費者契約法、特定商取引法 等
- 消費者を取り巻く諸問題：悪質商法対策、デジタル社会 等
- 持続可能な社会の形成に向けて：プラスチックごみ、食品ロスの削減 等
- 長野県版エシカル消費：エシカル消費の取組事例 など

◆消費者教育中核人材育成

新型コロナウイルス感染症の拡大の情勢を踏まえ、Web（リアルタイムとオンデマンド）形式により実施

①講座回数・受講者数

12回・延べ344人

②内 容

- 消費生活に関わる法律の知識（民法、消費者契約法、特定商取引法）
 - インターネット取引による消費者トラブルやキャッシュレス決済
 - 若者や高齢者等の消費者トラブル
 - 住宅や自動車に係る消費者トラブル
- } に関する
講義
・事例研究
等

◆消費生活相談員資格取得支援通信講座

①講座回数・受講者数

8回・65人

②内 容

- 消費者問題・消費者行政、地球環境問題等
- 民法、消費者契約法、特定商取引法
- 製品・安全の知識、衣料品・クリーニング・食生活に関する知識等

◆消費者月間記念講演会、各センター実施の学習会等

令和3年5月20日に消費者月間記念講演会をオンラインで実施、約100名
令和3年度は新型コロナウイルス感染症対策のため、学習会等は4回

◆出前講座（学校関係）

区 分	元年度		2年度		3年度	
大学・短大・専門	12回	2,663人	3回	60人	5回	437人
高校	92回	4,590人	31回	1,697人	34回	1,611人
中学校	5回	120人	9回	746人	7回	2,115人
小学校	6回	954人	6回	550人	7回	1,200人
特別支援学校	4回	161人	3回	58人	5回	174人
教員・その他	3回	181人	1回	63人	2回	125人
計	122回	8,668人	53回	3,174人	60回	5,662人

◆出前講座（団体・その他）

区 分	元年度		2 年度※		3 年度※	
消費者団体 （消費者の会含む）	19 回	427 人	2 回	57 人	0 回	0 人
福祉事業従事者 向け	9 回	335 人	0 回	0 人	2 回	20 人
高齢者向け	63 回	2,559 人	5 回	93 人	9 回	346 人
企業	4 回	140 人	3 回	50 人	1 回	30 人
その他	14 回	1,980 人	1 回	8 人	1 回	25 人
計	109 回	5,441 人	11 回	208 人	13 回	421 人

※令和 2 年度及び 3 年度は、新型コロナウイルス感染症拡大により出前講座が中止となったため、開催回数及び受講者数が大きく減少した。

（３）消費生活相談体制等の充実

ア 消費者被害救済の充実

事 業 名	事 業 内 容 等
消費者被害 救済委員会 の運営	設置年月：平成 21 年 8 月 付託実績：0 件 委員会開催：年 1 回 あっせん不調案件の相談概要の情報提供を行っている（4 半期毎） （消費者被害が多発した事案や消費者の利益が著しく侵害される紛争につ いて、知事の付託に応じ、あっせん・調停を行う委員会を設置・運営） ※令和 3 年度は新型コロナウイルス感染症対策のため書面により実施 付託案件がなかったため、消費生活相談の状況等に関する情報共有

イ 多重債務者無料相談会（弁護士会及び司法書士会と連携）

年 度	29 年度	30 年度	元年度	2 年度	3 年度
開催回数	4 回	4 回	4 回	4 回	4 回
相談件数	9 件	17 件	12 件	16 件	9 件
面接	9 件	17 件	16 件	12 件	9 件
電話	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件

ウ 市町村相談体制の強化・支援抜粋

①市町村消費者行政推進支援員による支援

市町村相談窓口の機能強化のための訪問や電話等による技術的助言

年 度	30 年度	元年度	2 年度	3 年度
合 計	856 件	1,005 件	984 件	800 件
訪問	261 件	257 件	172 件	164 件
電話	595 件	748 件	812 件	636 件

②市町村消費者行政担当者基礎研修

○内 容

- ・消費者行政、消費者関連法の基礎知識
- ・相談対応の基礎等

年 度	30 年度	元年度	2 年度	3 年度※
開催回数	4 回	4 回	2 回	1 回
受講者数	43 人	72 人	48 人	22 人

※令和3年度は、We b（リアルタイムとオンデマンド）形式により実施。受講者数はリアルタイム視聴のみで、オンデマンド視聴は把握できない。

③市町村消費生活センターの広域化

区 分	「消費生活センター」設置市町村	人 口 カバー率
平成 20 年度	1 市 [うち新規：長野]	—
平成 21～ 26 年度	12 市 [うち新規：松本 千曲 大町 茅野 伊那 小諸 安曇野 佐久 塩尻 飯山 岡谷]	57.0%
平成 27 年度	16 市 1 町 [うち新規：上田 飯田 諏訪 駒ヶ根 下諏訪]	74.2%
平成 28 年度	16 市 3 町 4 村 [うち新規：池田・松川（村）・白馬・小谷（※1） 富士見・原（※2）]	76.8%
平成 29 年度	19 市 5 町 6 村 [うち新規：須坂、中野、東御、 高山・信濃・小川・飯綱（※3）]	84.4%
令和 4 年度	19 市 8 町 9 村 [うち新規：辰野、箕輪、南箕輪（※4） 飯島、中川、宮田（※5）]	89.1%

（※1）協定に基づき、大町市消費生活センターが構成町村の住民から寄せられる相談・苦情を処理（H28.4.1～）

（※2）協定に基づき、茅野市消費生活センターが構成町村の住民から寄せられる相談・苦情を処理（H28.10.1～）

（※3）協定に基づき、長野市消費生活センターが構成町村の住民から寄せられる相談・苦情を処理（H30.1～）

（※4）協定に基づき、伊那市消費生活センターが構成町村の住民から寄せられる相談・苦情を処理（R4.4～）

（※5）協定に基づき、駒ヶ根市消費生活センターが構成町村の住民から寄せられる相談・苦情を処理（R4.4～）

エ 国の地方消費者行政強化交付金を財源とした財政的支援

①消費者行政活性化事業補助金（推進事業）

事業名	元年度		2年度		3年度	
	市町村数	実施額	市町村数	実施額	市町村数	実施額
(1)消費生活相談機能整備事業・強化事業 [消費生活センター等の設置]	市町村 5	千円 1,711	市町村 4	千円 1,587	市町村 2	千円 37
(2)消費生活相談員等レベルアップ事業 [担当者のレベルアップのための研修参加支援]	5	390	2	26	1	13
(3)消費生活相談体制整備事業 [消費生活相談員の配置]	25	29,350	23	23,789	22	23,027
(4)地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業 [啓発、消費者教育等]	15	4,972	13	5,941	11	5,272
計	31	36,423	27	31,343	25	28,349

②消費者行政活性化事業補助金（強化事業）

事業名	元年度		2年度		3年度	
	市町村数	実施額	市町村数	実施額	市町村数	実施額
(1)配慮を要する消費者に対する相談・見守り体制の整備・運用	市町村 2	千円 344	市町村 4	千円 444	市町村 1	千円 40
(2)消費者教育・啓発への取組	3	177	5	252	4	335
(3)SDGs への取組 (エシカル消費、食品ロス削減等)	3	1,627	4	1,483	3	1,167
(4)消費生活相談員レベルアップ事業（国が指定する研修への参加）	5	233	3	22	8	65
計	7	2,381	10	2,201	10	1,607

オ 国の交付金を活用した県事業

(推進事業)

- 消費者教育の充実
 - ・消費者教育・啓発
 - ・高齢者見守りネットワーク構築
 - ・適格消費者団体設立支援 など
- 消費生活相談窓口の強化
 - ・市町村消費者行政推進支援員による市町村支援
 - ・消費生活相談員等を対象としたレベルアップ研修 など
- 防犯意識の向上
 - ・働き盛り世代による特殊詐欺撲滅
 - ・若年者特殊詐欺加担防止対策 など

(強化事業)

- ・長野県版エシカル消費推進事業

(4) 関係団体等との連携強化

ア 消費者団体との意見・情報交換

- 消費者団体連絡協議会主催の市町村消費者行政担当者、消費者団体、消費生活サポーター及び地域福祉関係者との懇談（全4回、北信、東信、中信、南信ブロックに分けオンライン開催）に出席

イ 消費者団体等活動支援事業に対する助成（令和2年度で終了）

- 平成24年度から、県内の民間団体が実施する消費者問題に関する学習会、講演会などの経費に対して補助することにより、団体活動の支援を実施

令和2年度助成団体： ①長野県消費者団体連絡協議会 ②立科町消費者の会

年度	団体数	金額（千円）
H24	5	2,226
H25	6	1,298
H26	5	552
H27	4	829
H28	6	1,319
H29	4	827
H30	4	598
R元	2	600
R2	2	600

ウ 適格消費者団体設立に対する助成

○平成 29 年度から消費者被害の未然防止・拡大防止のため、適格消費者団体※の認定を目指す団体を支援することにより、県内における適格消費者団体の設立を促進。

※適格消費者団体：不特定かつ多数の消費者の利益を擁護するため、差止請求権（違法、不当な行為をやめるよう求める権利）を行使できる適格性を有する団体として内閣総理大臣の認定を受けた法人のこと

令和 3 年度助成団体：特定非営利活動法人ながの消費者支援ネットワーク

年度	団体数	金額（千円）
H29	1	1,359
H30	1	553
R 元	1	487
R 2	1	777
R 3	1	704